

学生・保証人（保護者等）各位

新型コロナウイルス感染に関する対応について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5/8から感染症法で5類に、学校保健安全法においては学校感染症2種感染症に移行しました。

つきましては、以下をご覧ください対応してください。

記

1.新型コロナウイルス感染症に感染した可能性の有るときは、必ず学校にご連絡ください。

2.1のとき、抗原定性検査を実施するか医療機関を受診してください。

3.2の検査の結果が陽性であれば、学内での感染拡大防止のため出席停止※₁とします。その場合、別紙「学校感染症治癒証明書※」を提出してください。この届は、医師に記入していただくものです。

登校再開日以降、別紙を提出していただくことにより、出席停止が承認されます。

※1：出席停止（療養）期間について

学校保健安全法施行規則一部改正の規定により、発症後5日間経過し且つ症状軽快後24時間後までです。

ケース1：症状があり、5日間で解除となる場合（6日目から登校可能なケース）

発症日を0日として、4日目に解熱剤等を使用せず症状が軽快している。

ケース2：症状があり、5日目以降も症状が継続している場合

解熱剤等を使用せず症状が軽快した翌々日から登校再開可能です。

ケース3：症状がない場合

ケース1と同様です。但し、療養期間中に症状が出た際は、発症日を0日として「症状がある場合」に沿って療養してください。

※2：当校HPまたはGoogle Classroomからダウンロードできます。

以上

連絡・相談先 学生支援担当 朝日、各学年・学級担任
電話 03-3982-6115（平日9～17時）

備考1)

登校の判断に迷うことがございましたら学校に連絡してください。但し、専門的なことはかかりつけ医などに相談し、指示に従ってください。

なお、同居家族のいない学生は、保証人の方にご協力をいただくことがあります。

備考2)

出席停止期間は療養等に努め、可能な範囲で該当科目の欠課レポートを実施してください。提出期限等の詳細は、出席停止期間等を勘案します。（欠課レポートの提出がないと該当科目を修得出来ません）

また、欠課レポートの割り当てについては、クラスルームで確認できます。

なお、科目によってタイムラグが生じる事もあります。ご了承ください。